

(2)生活へのサービスや支援がほしい

介 は介護保険サービスです。利用するためには申請と認定調査が必要です。
詳しくは「介護保険のしおり」をご覧ください。

ぬくもりサービス	在宅生活の支援のために、地域の人が参加・協力し、援助する会員制の住民参加型有料在宅福祉サービス（家事や見守り、話し相手、外出援助など） （有料）	社会福祉法人 板橋区社会福祉協議会 経営企画推進課 地域福祉推進係 ぬくもりサービス担当 ☎3964-1185 （月～金曜 午前8時30分～午後5時30分）
配食サービス （事業者登録制）	65歳以上の方へ区の登録配食事業者が手渡して食事を届け、安否確認をおこなう（全額自己負担）	長寿社会推進課 高齢者相談係 ☎3579-2464
理美容サービス	65歳以上で、要介護3以上で理（美）容室に行けない方に、理（美）容師が訪問し、調髪する。 「理美容券」の支給は上限年6枚（一部自己負担あり）	
紙おむつ等の支給	要介護1以上で、常時失禁がある方が対象（所得制限あり）。入院（入所）中で、病院（施設）指定のおむつに限られる場合は現金助成が可能（上限あり）	
介 訪問介護 （ホームヘルプサービス）	食事や入浴などの身体介護、掃除、洗濯などの生活援助。通院などを目的とした乗降介助も利用可能	ケアマネジャーとご相談ください
介 訪問型サービス	介護予防・生活支援サービス事業 （指定事業者サービス）	
介 特定施設入居者生活介護	有料老人ホームなどに入居している方に、日常生活上の支援や介護を提供	
介 訪問入浴介護	家庭の浴室での入浴が困難な方を対象に、移動入浴車などで訪問	
介 訪問看護	看護師が訪問し、看護ケアや療養生活を支援	
介 訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問し、機能訓練を実施	
介 居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師などが訪問し、療養上の管理・指導を実施	

(3)生活環境を整えたい

日常生活用具給付	65歳以上の方に一定要件のもと、空気清浄機、電磁調理器または電子レンジ、シルバーカーを給付（一部負担あり）	長寿社会推進課 高齢者相談係 ☎3579-2464
家具転倒防止器具取付費用の助成	65歳以上の方のみの世帯に対し、居室などの家具に転倒防止器具を取り付け、限度額の範囲内で助成	
補聴器購入費の助成	65歳以上の非課税世帯で聴覚障がいでの身体障害者手帳を所持していない、耳鼻科医が補聴器の使用が望ましいと判定した中等度以上の難聴の方を対象に補聴器購入費の一部を助成	
介 福祉用具貸与 （介護予防福祉用具貸与）	手すりやスロープ、歩行器、杖、車椅子、ベッドなど	ケアマネジャーと ご相談ください
介 特定福祉用具購入 （特定介護予防福祉用具購入）	腰掛便座や簡易浴槽などの購入費の支給 （1年につき10万円上限）	
介 居宅介護住宅改修 （介護予防住宅改修）	手すりや段差、扉、便器など、介護の予防や負担軽減のための改修費の助成 （一部負担あり） ※要事前申請	
住宅設備改修費の助成	65歳以上での介護予防や介護負担の軽減などを目的に、手すりの取付けなどの改修費の助成 ※要事前相談	おとしより保健福祉センター 介護普及係 ☎5970-1120